# 平成27年度 税の申告

所得税
町・道民税

お問い合わせ
財政課
税務グループ

## 相談期間は、2月12日(金)から3月11日(金)まで！

申告とは、所得税や町・道民税など、皆さまが『納付する税金がいくらなのか？』を確定させるために、前の年の収入などを税務署や役場に報告する事をいいます。

この申告は、国税の『所得税の確定申告』と地方税の『町・道民税の申告』に分かれ、主に農業・漁業・自営業などの事業により収入を得ている方が対象となり、会社員の方は会社がその手続きとして『年末調整』をすることとなっています。

町では、申告が必要な方のために、平成２８年１月１日現在、上ノ国町に住んでいる方を対象に申告相談窓口を開設しますので、記入方法が分からない方などは、ぜひご利用ください。

また、ご自分で作成する場合は、以下のような方法があります。

## 自分で申告にチャレンジ！待ち時間無しで、いつでもできます！

### ▼e-Tax(電子申告)か郵送提出ができます！

国税庁ホームページの**【確定申告書等作成コーナー】**で作成された申告書は、**添付書類を省略してネット上からそのまま提出（電子申告）**できますが、**郵送でも提出**することができます。(郵送提出の場合は、添付書類が必要になります)

このほか、ネット上でシステムに入力するという性質上、時間的拘束が無い事や、個別に入力した金額の合計額自動計算など、様々な利点があります。

### 自分で申告のメリット

①申告の待ち時間がゼロ！
②自宅などから申告できます！
③24時間いつでも申告可能！
④合計額の自動計算などが便利！
⑤還付が早い！

### ▼国税庁ＨＰ【確定申告書等作成コーナー】(https://www.nta.go.jp/)

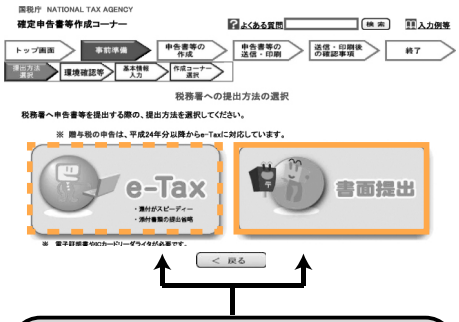


e-Tax と書面提出のどちらかを選択することで、申告書の作成画面へと進みます。

電子証明書が無く、郵送により提出される場合は、**【書面提出】**をご選択ください。

右ページでは、その入力画面の一例を紹介します。

## 町内申告会場一覧

この期間は、各地区会場にて申告が行われているため、役場財政課窓口での申告受付はできません。
申告が必要な方は、必ず決められた会場で申告してください。

**2月**

| 12日(金) | 15日(月) | 16日(火) | 17日(水) | | 18日(木) | 22日(月) | | 23日(火) | | 24日(水) | 25日(木) | 26日(金) | 29日(月) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 神明<br>館ノ岱<br>湯ノ岱 | 宮越<br>早瀬 | 桂岡 | 小森 | 豊田 | 中須田 | 原歌 | 大崎 | 木ノ子 | 小安在 | 扇石 | 汐吹 | 小砂子 | 石崎 |
| 湯ノ岱生活改善センター | 宮越地区農業担い手センター | 桂岡生活改善センター | 小森生活改善センター | 豊田生活改善センター | ゆいっこハウス | 原歌生活改善センター | 大崎生活改善センター | 木ノ子児童館 | 木ノ子児童館 | 扇石地区多目的集会施設 | ひやま漁協上ノ国支所 | 小砂子へき地保健福祉館 | 旧早川小学校 |
| 9:30<br>～<br>11:30 | 9:30<br>～<br>11:30 | 9:30<br>～<br>11:00 | 9:30<br>～<br>11:00 | 13:00<br>～<br>14:30 | 9:30<br>～<br>14:30 | 9:00<br>～<br>10:00 | 10:30<br>～<br>11:30 | 9:30<br>～<br>11:30 | 13:00<br>～<br>15:00 | 9:30<br>～<br>11:00 | 9:30<br>～<br>11:00 | 9:30<br>～<br>11:00 | 9:30<br>～<br>12:00 |